

指定介護予防通所介護相当サービス

知多東部デイサービスセンター梅の里運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社糸半が開設する知多東部デイサービスセンター梅の里(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防通所介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態にある者又は事業対象者に対し、適正な指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、知多北部広域連合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 知多東部デイサービスセンター梅の里
- (2) 所在地 知多市西巽が丘2丁目17番地8

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、介護職員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員は2名以上(介護職員と兼務)
看護職員は1名以上(機能訓練指導員と介護職員と兼務)
機能訓練指導員1名以上(看護職員と介護職員と兼務)
介護職員は6名以上(管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員と兼務)
従業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる。
- ③ その他
調理職員 4名(非常勤専従)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日(12月31日～1月3日は定休日)
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 9時20分から16時30分までとする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員は次のとおりとする。

月曜日～土曜日 定員35名

(指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、知多北部広域連合の定める額とし、利用者が当該指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費の支給を受けることができる者であるときは、知多北部広域連合の定める額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 個別機能訓練
- ⑦ 口腔機能向上、チェック

⑧ LIFEへの情報提供またフィードバックによる活用

- 2 食費は、昼食750円を徴収する。
- 3 おやつ・娯楽教養費は、1日100円を徴収する。
- 4 おむつ代は、150円、パット代は、50円を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 7 時間外の利用は、30分実費1000円とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、知多市・東海市・大府市・東浦町・阿久比町の区域とする。

(苦情処理)

第10条 事業者は、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、苦情が指定介護予防通所介護相当サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、指定介護予防通所介護相当サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業者は、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関し、知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則第65条の規定により市町及び知多北部広域連合が行う調査に協力するとともに、市町及び知多北部広域連合からの質問若しくは照会に応じる。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町及び知多北部広域連合が行う調査に協力するとともに、市町及び知多北部広域連合から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業者は、市町及び知多北部広域連合からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町及び知多北部広域連合に報告する。
- 6 事業者は、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 事故が発生した場合、事業者は、速やかに、知多北部広域連合、利用者が居住する市町、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第12条(緊急時等における対応方法)

事業所の従業者は、現に通所介護事業サービスの提供中、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従って指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。また訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるように連携に努める。また必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続(BCP)に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する。

(感染症対策)

第15条 事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底する。また感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続(BCP)に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する。

(虐待防止対策)

第16条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会(オンライン等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(年1回(3月))に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待防止の為の指針を整備すること。
3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。

(ハラスメント対策)

第17条 事業所は、適切な通所介護の提供を確保する観点から、事業中において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

(事業継続計画)

第18条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(記録の整備)

第19条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社糸半が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。